

令和6年度 一般会計歳出 第6款1項2目 第6款2項2目 第6款3項5目  
第6款3項6目 12節 委託料

受付 番号	項目番号	連絡先	担当 こども青少年局総務課庶務係 担当者名 坪内 TEL671-4264
----------	------	-----	--

## 設 計 書

- 1 件名 本市施設乾電池資源化業務委託
- 2 履行場所 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間（期限） 契約決定日 から 令和7年3月31日 まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約
- 5 その他特約事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 現場説明 不要  
要（ 月 日 時 分 場所 ）
- 7 業務概要 別紙仕様書のとおり  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

8 部 分 払

する ( 回以内)

しない

部分払の基準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
					( )
					( )
					( )
					( )

\* 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

\* 概算数量の場合は、概数部分及び金額を ( ) で囲む

設計金額(概算金額)		¥ ( ) .-
内 訳	業務価格 (概算金額)	¥ ( ) .-
	消費税相当額 (概算金額)	¥ ( ) .-

# 内 訳 書

NO 1

	名称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	(内訳)						
1	乾電池処分費		(430)	kg		( )	
2	事務経費		1	式			
3	諸経費		1	式			
	業務価格合計					( )	
	消費税相当額					( )	
	委託代金額					( )	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

# 本市施設乾電池資源化業務委託 仕様書

(令和6年度)

## 1 委託業務

本市及び本市関係の事務所、事業所、施設（以下「施設等」という。）が排出する産業廃棄物（乾電池）の処分（再生を含む。）及びそれに付随する業務。

## 2 別添「産業廃棄物処理委託仕様書」

本件委託契約は、本仕様書のほか別添「産業廃棄物処理委託仕様書」の定めるところに従う。

## 3 廃棄物の種類・排出予定施設数・排出見込

本市の施設等が排出する乾電池

収集月	対象施設数	乾電池 (kg)
契約月～3月	71 (別紙一覧のとおり)	430

## 4 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 5 廃棄物の受入れ

本市施設蛍光管・乾電池収集運搬業務委託契約の受託者（以下「運搬受託者」という。）が、令和7年3月14日までに本契約の受託者の指定する場所に運搬される廃棄物を受け入れること。

また、受託者は円滑に業務を進められるよう、各運搬受託者と事前に必要な打ち合わせを行うこと。

## 6 処分の方法

次の表のとおりとする。

産業廃棄物の種類	名称	処理の方法
汚泥、 金属くず	乾電池	古い廃乾電池は水銀等の有害物質が含まれている可能性があるため、環境を汚染することのないように安全に資源化を行う。 資源化できないものについては、安全・適正な最終処分が行われるように処理する。

## 7 産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の処理

廃棄物の処理のあたっては、紙マニフェストを使用する。紙マニフェストの処理方法は次のとおりとする。

### (1) 計量・数量記入

廃棄物の計量及びマニフェスト（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）への数量記入は施設等が行うものとする（計量単位は0.1kgとし、それ未満の端数は四捨五入しますが、排出量が0.1kg未満の場合は0.1kgとする。）。

### (2) 返却

受託者は、法の定めるところに従い、紙マニフェストに記入し、運搬受託者及び紙マニフェストを交付した施設等（71施設 別紙一覧のとおり）に写し（C2票、D票、E票）を送付しなければならない。特に、D票、E票の返却については法定期間内に各施設に返却できるように注意し、業務方法を確認すること。

なお、運搬受託者は、本市との契約においては、処理後のD票、E票を施設等に配送返却する義務は負わない。

(3) 記載不備の紙マニフェスト

紙マニフェストに、訂正を要する記載上の不備が見つかったときは、マニフェストを回付した運搬受託者に連絡し、該当の施設等にマニフェストの訂正等を行わせること。

**8 実績報告**

受託者は、マニフェストの記載に基づき、各施設等の量を入力した実績報告書（Microsoft Excel 形式）を作成し、業務終了時に速やかにこども青少年局総務課に提出すること。

また、マニフェスト（C 1 票）は整理して法定期間保管し、横浜市から請求を受けたときは、閲覧、貸与又は複写の交付に応じるものとする。

**9 法令の遵守等**

委託業務の履行にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」その他の廃棄物処理関係法令を遵守しなければならない。

また、委託業務全般にわたって、応対・マナー等市民の信頼を損なうことのないよう心掛けること。

**10 その他**

この設計図書及び本市「委託契約約款」に定めのない事項については、横浜市と受託者が協議して決定する。

## 産業廃棄物処理委託仕様書

## 〔処分用〕

## 1 目的

本仕様書は、横浜市（以下「委託者」という。）がその事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処分を、受託者に委託するにあたり、処分を委託する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）を適正に処理することを目的として必要な事項を定めるものである。

## 2 書類の作成

委託者、受託者は契約に当たり、別紙1に必要な事項を記入し当仕様書とともに、委託契約書に綴り込むものとする。

## 3 業務の内容

受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令を遵守のうえ、委託者又は委託者の委託した産業廃棄物収集運搬業者が処分場所に搬入した産業廃棄物を委託者の指定した方法で処分すること。

## 4 産業廃棄物の種類と数量

産業廃棄物の種類、数量は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	名称	特別管理産業廃棄物	数量（単位）
汚泥、金属くず	乾電池	該当・ <input type="checkbox"/> 非該当	430 kg

## 5 処分の頻度等

産業廃棄物の処分頻度は、委託者と協議のうえ決定するものとする。

## 6 収集運搬業者

委託者は、産業廃棄物の処分場所までの収集運搬を次の業者に委託する。

ア 収集運搬業者の名称：

代表者の氏名：

積替え保管：（ 有り 無し ）

積替え保管の場所：

別途文書で通知する。

## 7 処分の方法（ア又はイにチェックする。）

ア 次のとおり指定する。

イ 別紙1の2に記載する方法による。

## 8 最終処分

別紙1の3に記載するのとおりとする。

9 義務と責任にあつては次のとおりとする。

(1) 委託者

ア 委託者は、委託契約する産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ受託者に提供するほか、適宜又は受託者との協議により必要な情報を受託者に提供する。

産業廃棄物の種類	乾電池（汚泥、金属くず）
産業廃棄物の発生工程	業務
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形状
	袋詰
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
石綿含有産業廃棄物の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
水銀使用製品産業廃棄物の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（水銀使用の記載がある乾電池） <input type="checkbox"/> 別紙
水銀含有ばいじん等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
許可を受けて輸入された廃棄物に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 別紙
その他取扱いの注意事項	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書

イ 委託者は、「3 廃棄物の種類・排出予定施設数・排出見込」、並びに「本条ア」の情報に変更が生じる場合は、受託者に対して事前に情報を提供しなければならない。この場合、書面をもって情報を提供するものとし、変更となる時点を明記するものとする。

ウ 委託者は、産業廃棄物の搬出の都度、紙マニフェストに必要事項を記入し受託者に交付する。

(2) 受託者

ア 受託者は、産業廃棄物が別紙1の処分場所に搬入されてから処分が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が責任を負う。

イ 受託者は、委託者から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者に提出する。

ウ 受託者は、施設等から回付された紙マニフェストの写しを処分が終了した日から10日以内に当該施設等に送付するとともに、当該処分により生じた残さの最終処分の終了を紙マニフェストの写しで確認した日から10日以内に、処理残さの最終処分が終了した旨等を記載した紙マニフェストの写しを当該施設等に送付する。

- 10 契約の定め又は法令の規定等によりこの契約を解除する場合であって、この契約に基づき委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を受託者が完了していないときは、受託者の責任で処理を完了するものとする。

## 別紙 1

**1 受託者の事業範囲**

受託者の事業範囲は次のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、産業廃棄物処分業の許可証等の写しを契約書に綴り込むものとする。なお、許可証等の記載事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の産業廃棄物処分業の許可証の写しを委託者に提出する。

処分に関する事業範囲等

許可都道府県・政令市： 別添許可証のとおり

許可の有効期限： //

処分の方法： //

処分の場所： //

産業廃棄物の種類： //

許可の条件： //

許可番号： //

**2 処分の場所の所在地等**

受託者は産業廃棄物の処分を次のとおり行う。

処分場所（業者等）の名称： 別紙2のとおり

処分場所の所在地： //

処分又は再生の方法： //

処分又は再生に係る施設の処理能力： //

**3 最終処分について**

委託者が委託した産業廃棄物の処理が最終処分でないとき、当該産業廃棄物の処理残さの最終処分については次の通りとする。

最終処分の場所の所在地： 別紙2のとおり

最終処分の方法： //

最終処分に係る施設の処理能力： //

委託件名：		本市施設乾電池資源化業務委託	
産業廃棄物の種類		汚泥	金属くず
産業廃棄物の名称等		乾電池	乾電池
乙 (受託者) の 処 分	処分場所（業者等）の 名 称		
	処分場所の所在地		
	処分又は再生の方法		
	処分又は再生に係る 施設の処理能力		
資 源 化 ・ 再 利 用 最 終 処 分 又 は	最終処分場所の 所在地・名称		
	最終処分の方法		
	最終処分に係る 施設の処理能力		
備 考			

## 別紙

施設ID	施設名称	【乾電池】収集の有無	住所	電話	FAX
00001	潮田保育園	○	鶴見区潮田町4-148-1	501-8185	501-8205
00011	鶴見保育園	○	鶴見区鶴見中央2-10-7	501-6786	501-6795
00013	芦穂崎保育園	○	鶴見区鶴見中央2-13-29	501-5389	501-5463
00016	馬場保育園	○	鶴見区馬場2-7-27	573-0054	573-0254
10024	松見保育園	○	神奈川区松見町1-28-4	432-6621	432-6704
10027	神大寺保育園	○	神奈川区神大寺2-1-7	481-1513	481-1547
10038	西菅田保育園	○	神奈川区菅田町488	473-1957	473-1969
20011	南浅間保育園	○	西区南浅間町23-3	312-0866	312-0867
30027	山手保育園	○	中区山手町124	622-7403	622-7467
30028	竹之丸保育園	○	中区竹之丸53-1	641-1639	641-1613
30034	錦保育園	○	中区錦町5	621-5180	621-5124
40004	井土ヶ谷保育園	○	南区井土ヶ谷下町13-17	715-0188	715-0184
40009	永田保育園	○	南区永田みなみ台5-1	714-1371	714-1396
40022	しろばら保育園	○	南区中村町4-270	251-4385	251-4383
41021	港南台第二保育園	○	港南区港南台7-25-28	832-3101	832-3198
41032	大久保保育園	○	港南区大久保2-28-27	842-0239	842-0245
41043	野庭第二保育園	○	港南区野庭町601	842-9543	842-9546
50002	岩井保育園	○	保土ヶ谷区岩井町238	713-1790	713-1793
50022	神戸保育園	○	保土ヶ谷区神戸町104-20	333-6246	333-6254
50047	天王町保育園	○	保土ヶ谷区天王町2-42-29	331-1811	331-1894
51008	今宿保育園	○	旭区今宿南町2000-4	953-2306	953-2639
51013	左近山保育園	○	旭区左近山1997	351-1907	351-1912
51028	ひかりが丘保育園	○	旭区上白根町795	953-2081	953-2159
60026	東滝頭保育園 本園	○	磯子区滝頭2-31-32	753-2201	753-2247
60035	洋光台第二保育園	○	磯子区洋光台4-12-14	831-3928	831-3982
70007	金沢さくら保育園	○	金沢区泥亀1-21-1	781-9318	781-9326
70020	並木保育園	○	金沢区並木1-4-4	774-0345	774-0378
80006	菊名保育園	○	港北区菊名3-10-20	433-1259	433-1261
80034	太尾保育園	○	港北区大倉山4-24-7	542-0852	542-0856
80036	大曽根保育園	○	港北区大曽根2-5-1	531-0034	531-0125
80044	港北保育園	○	港北区仲手原2-20-19	421-8575	421-8582
80048	南日吉保育園	○	港北区日吉本町4-10-52	561-6560	561-6604
81003	鴨居保育園	○	緑区鴨居1-3-19	933-2101	933-2104
81006	十日市場保育園	○	緑区十日市場町1296	981-6470	981-6525
81023	長津田保育園	○	緑区長津田2-11-1	981-2656	981-2710

82006	すすき野保育園	○	青葉区すすき野2-8-6	902-7207	902-7235
82017	荳田保育園	○	青葉区荳田北2-11-40	911-5860	911-5890
82033	奈良保育園	○	青葉区奈良町1843-1	961-6276	961-6286
82035	美しが丘保育園	○	青葉区美しが丘2-2-1	901-7190	901-7197
83003	みどり保育園	○	都筑区荳田南1-9-1	941-3748	941-3768
83010	茅ヶ崎南保育園	○	都筑区茅ヶ崎南5-11-3	943-0981	943-1228
83030	中川西保育園	○	都筑区中川3-6-6	913-2060	913-2072
83035	大熊保育園	○	都筑区仲町台3-6-6	942-9884	942-9891
88012	北上飯田保育園	○	泉区上飯田町3050-3	803-7889	803-7942
88037	和泉保育園	○	泉区和泉町5731-6	803-1105	803-1137
89005	桂台保育園	○	栄区桂台中4-15	894-1335	894-1490
89010	公田保育園	○	栄区公田町740	892-1530	892-1745
89022	飯島保育園	○	栄区飯島町527	871-3661	871-3812
90006	汲沢保育園	○	戸塚区汲沢1-22-33	861-4188	861-4189
90010	原宿保育園	○	戸塚区原宿4-22-2	852-1141	852-1157
90034	川上保育園	○	戸塚区川上町4-9	822-8987	822-8946
91003	二ツ橋保育園	○	瀬谷区二ツ橋町527-2	366-5997	366-6018
91014	瀬谷第二保育園	○	瀬谷区瀬谷3-18-2	302-8122	302-8153
91017	中屋敷保育園	○	瀬谷区中屋敷2-29-2	301-5808	301-5962

施設ID	施設名称	【乾電池】収集の有無	所在地	電話	FAX
10042	横浜市東部地域療育センター	○	横浜市神奈川区東神奈川1-29	045-441-7711	045-441-7011
10057	三ツ沢公園青少年野外活動センター	○	神奈川区三ツ沢上町3-1	314-7726	311-5444
40018	横浜市中部地域療育センター	○	横浜市南区清水ヶ丘49	045-253-0358	045-253-0378
40049	中央児童相談所	○	南区浦舟町3-44-2	045-260-6528	045-262-4155
50010	横浜市西部地域療育センター	○	横浜市保土ヶ谷区今井町743-2	045-353-6933	045-353-6934
50019	横浜市向陽学園	○	横浜市保土ヶ谷区新井町580番地	045-381-3016	045-381-3578
50040	横浜市西部児童相談所	○	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-331-6999	045-333-6082
50074	横浜市青少年相談センター	○	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-752-8311	045-332-5077
51036	こども自然公園青少年野外活動センター	○	旭区大池町65-1 こども自然公園内	811-8444	812-5778
60018	横浜市南部地域療育センター	○	横浜市磯子区杉田5-32-20	045-774-3831	045-772-6227
60034	横浜市南部児童相談所	○	横浜市港南区丸山台一丁目9番10号	045-349-0122	045-349-0132
70054	横浜市三春学園	○	横浜市金沢区富岡東3-21-19	045-771-2258	045-770-5721
70063	非公開(A) ※	○	(市内南部)		
81046	非公開(B) ※	○	(市内北部)		
82029	横浜市くろがね青少年野外活動センター	○	青葉区鉄町 1380	973-2701	972-1093
83006	横浜市北部地域療育センター	○	横浜市都筑区葛が谷16-3	045-942-3451	045-942-8501
90033	横浜市戸塚地域療育センター	○	横浜市戸塚区川上町4-4	045-825-1181	045-825-1185

※非公開の施設のため、契約する事業者にのみ別途文書で通知します。